

中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイ
索道安全報告書

2011 年度

中央アルプス観光株式会社

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対しまして、ご利用、ご理解を賜りまして誠にありがとうございます。

当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令遵守と共に安全輸送に努めております。

この報告書は、中央アルプス観光株式会社の行う索道事業について、鉄道事業法第38条において準用する同法第18条の3第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保し、事業の運営方針、実施及び管理の体制、方法を定め、安全管理体制の確立、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的として公表するものです。

皆様からのお声を輸送の安全に役立てさせていただき、ご意見を頂ければ幸いです。

中央アルプス観光株式会社

代表取締役社長 森川 優

2. 基本方針と安全目標

(輸送の安全を確保するための方針)

- ① 社長及び役員は、索道施設及び職員を総合活用して運送の安全を確保するための管理の方法その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定め、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めなければならない。
- ② 社長、役員及び職員等は、次に掲げる安全に係る行動規範を理解し、輸送の安全確保に努めなければならない。
 - 一致団結して輸送の安全確保に努める事。
 - 輸送の安全に関する法令及び関連規定(本規定、運転取扱細則及び整備細則等を含む)をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する事。
 - 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める事。
職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の遂行に努め、疑義のあるときは、時間的余裕を勘案し上席者に意見を求める等最も安全と思われる取扱に努めること。
 - 事故及び災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、拡大防止に努め速やかに安全適切な処置を行なうこと。
 - 常に問題意識を持ち、必要なときは変革改善に取り組むよう努めること。

(安全目標)

索道輸送安全目標は次のとおりとする。

- 設備不具合による事故を未然に防ぎ、万一事故が発生した場合は迅速且つ的確な対応をとる事とする。
- 人身障害事故は、5年間の発生件数を引き続きゼロとする。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

- 索道運転事故
平成 23 年度該当なし。
- 災害（地震や暴風雨、災害等）
平成 23 年度該当なし。
- インシデント（事故の兆候）
平成 23 年度国土交通省へのインシデント報告はなし。
- 行政指導等
平成 23 年度該当なし。

4. 輸送の安全確保のための取組み

- 人材教育
 - ・年度初めに新人教育を、又閑散期及び朝礼を活用して索道の整備と安全運行についての教育を実施いたしました。
- 緊急時対応訓練
 - ・7月、ロープウェイの非常事態を想定した救助訓練を実施。
 - ・9月、地震防災総合訓練を実施。



応急下降訓練



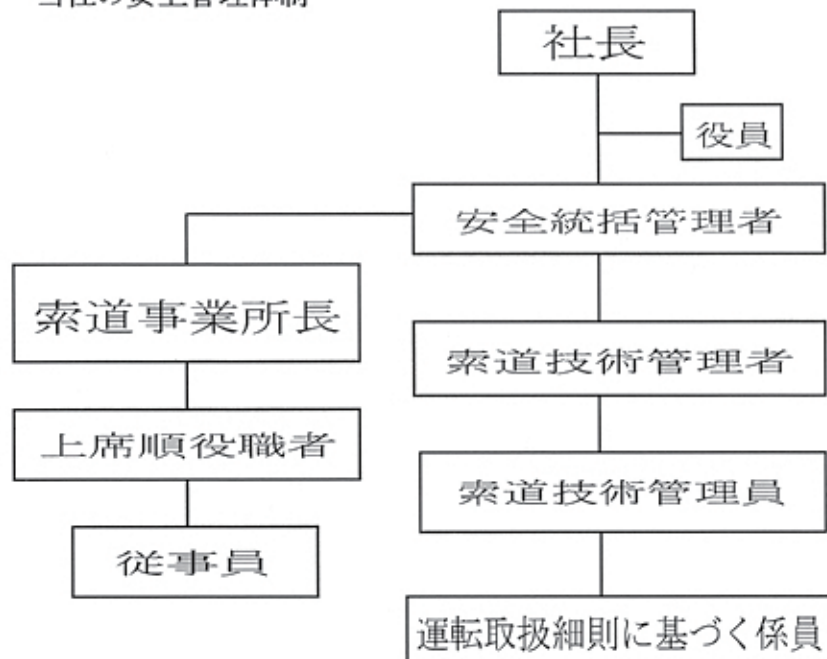
予備原動機訓練



- 安全のための投資と支出
 - ・平成 23 年度は、電気設備整備点検、機械設備点検（振動検査）、油圧ユニット点検整備、山麓駅緊張索交換、山麓駅各滑車整備を実施いたしました。

月 日	実 施 内 容
H23.4.5～H23.4.6	電気設備整備点検
H23.9.13～H22.9.14	機械設備点検（振動検査）
H24.1.10～H24.1.21	緊張索交換工事・山麓駅各滑車整備
H24.3.27～H24.3.29	油圧ユニット点検整備

5. 当社の安全管理体制



6. 利用の皆様との連携とお願い

- お客様から安全で信頼される索道事業を行ってまいります。お客様からお寄せいただいたご意見は、真摯に受け止め、事業に役立ててまいります。
- 乗車時の注意事項
 - ・ 火薬類・揮発油・灯油等の危険物の持ち込みは禁止されています。
 - ・ 改札後は、係員の指示に従って下さい。
 - ・ 法令の規定、公の秩序、又は善良の風俗に反するような行為があり、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのある場合には、搭乗をお断りすることがあります。

7. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒399-4117

長野県駒ヶ根市赤穂 759-489

中央アルプス観光株式会社

中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイ

T E L : 0265-83-5202 (索道事業部)

T E L : 0265-83-3107

F A X : 0265-83-4537

E-mail: info@chuo-alps.com